第１号様式（第５条関係）

射水市被災者生活再建支援金支給申請書

**【同意事項】罹災証明書の被害程度が変更された場合、既に出されていた支給決定が取消又は変更されることに伴う差額を返還します。**

（宛先）射水市長　　　　　　　　　　　　　　　　申請日　　　　　　　年　　月　　日

上記【同意事項】に同意の上、射水市被災者生活再建支援金の支給を申請します。

**申請者氏名**

世帯主以外の方が申請する場合はその理由：

|  |
| --- |
| 申請回数〔支給番号〕 |
| 初回 | 2回目以降 |

------------------------------------------------------------------------------

**Ⅰ　被災時の世帯の状況について記入して下さい。**

①世帯主の氏名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ふりがな | 生年月日 | 性別 |
| 氏　名 | 大・昭平・令 | 年　　月　　日 | 男　女 |

②被災した住宅の住所（被災住所）

|  |
| --- |
| 〒 |

③世帯員の氏名（初めて申請される方は必ず記入してください。）　　7人以上の場合は備考欄へ記入してください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1 | ふりがな | 生年月日 | 4 | ふりがな | 生年月日 |
|  | 大・昭平・令 | 年　 月　 日 |  | 大・昭平・令 | 年　 月　 日 |
| 2 | ふりがな | 生年月日 | 5 | ふりがな | 生年月日 |
|  | 大・昭平・令 | 年　 月　 日 |  | 大・昭平・令 | 年　 月　 日 |
| 3 | ふりがな | 生年月日 | 6 | ふりがな | 生年月日 |
|  | 大・昭平・令 | 年　 月　 日 |  | 大・昭平・令 | 年　 月　 日 |

※世帯員とは、世帯主と住宅及び生計を１つにする世帯主以外の方をいいます。

**Ⅱ　被災世帯の現在の住所等を記入して下さい。**

□前回申請と同じ（前回申請と同じ場合は□に✔を記入し下表は空欄にしてください。）

|  |  |
| --- | --- |
| 現在の住所 | □被災住所と同じ　〒 |
| 電話番号 | 　　　　　　（　　　　　　） |

**Ⅲ　世帯主の支援金の振込先口座を記入して下さい。**

□前回申請と同じ（前回申請と同じ場合は□に✔を記入し下表は空欄にしてください。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金　融　機　関　名 | 支　店　名　等 | 種 別 | 口　座　番　号 |
|  |  | 普通 |  |
| 口座名義（カナ） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

口座名義が世帯主と異なる場合はその理由を記入してください（前回と同じ名義であれば記入不要です）。

**Ⅳ**申請する**支援金**について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 区　分 | 今回申請(A) | 受給済(B) |  |
| 複数世帯 | 単数世帯 | 複数世帯 | 単数世帯 |
|  | 半壊 | 建設・購入 | 100万円 | 75万円 |  |
|  | 補修 | 50万円 | 37.5万円 |  |
|  | 賃貸住宅※公営住宅入居除く | 25万円 | 18.75万円 | 25万円 | 18.75万円 |
|  | 準半壊 | 建設・購入 | 50万円 | 37.5万円 |  |
|  | 補修 | 25万円 | 18.75万円 |  |
|  | 賃貸住宅※公営住宅入居除く | 15万円 | 11.25万円 | 15万円 | 11.25万円 | 申請額(A－B)：万円  |

注）それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらのうちの高い方の額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を「申請額」の欄に記入してください。

|  |
| --- |
|  |

備考欄

【ご注意ください！】

「県・市制度の支援金」を申請後、「国制度の支援金」への変更を希望される方へ

県・市制度の支援金（半壊世帯又は準半壊世帯）を受給した後、やむを得ない事由により住宅を解体し、国の被災者生活再建支援制度（国制度）の解体世帯としての要件を満たすこととなり、国制度の支援金の受給を希望される場合は、すでに受給された射水市からの支援金を返納していただいた後に、国制度の支援金を申請いただくこととなります。

なお、射水市からの支援金が受給前であった場合は、申請を取り下げていただいた後に、国制度の支援金を申請いただくこととなります。

【問い合わせ先】射水市地域福祉課

　　　　　　〒939-0294　射水市新開発410番地1　（市役所庁舎１階）

　　　　　　　　電話0766-51-6625、メールchiiki@city.imizu.lg.jp

------------------------------------ 射水市記入欄------------------------------------------添付書類確認欄

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 罹災証明書 | 住民票 | 預金通帳の写し | 解体証明書 | 敷地被害証明書 | 長期避難証明書 | 契約書の写し | その他 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |